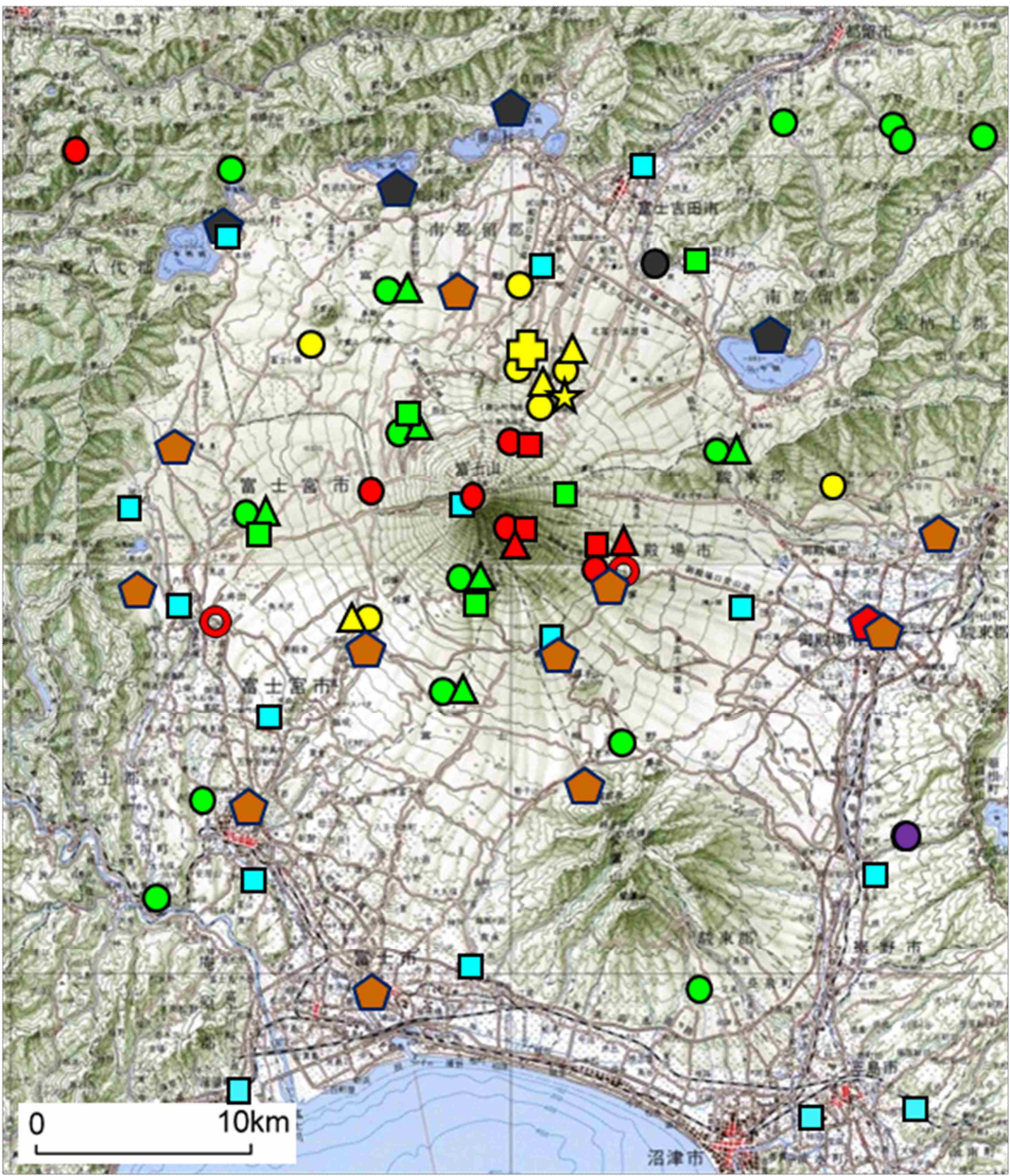




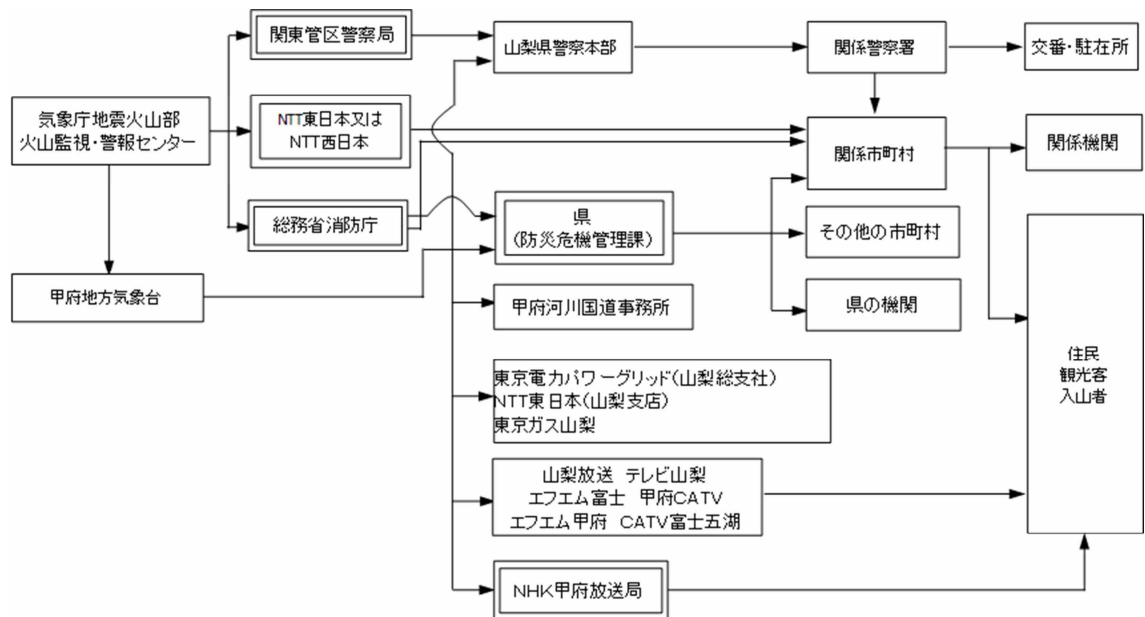
観測項目

○	地震計(地震観測)	火山性地震や微動をとらえる	
△	傾斜計	} (地殻変動観測)	 
□	GNSS		
+	ひずみ計		
	地面の動きを計り、マグマの移動をとらえる		
☆	全磁力計	地下の熱をとらえる	
◎	空振計	噴火に伴う音波をとらえる	
◇	監視カメラ	噴煙や土砂移動などをとらえる	

図 3-2 富士山における火山観測点配置図

1. 関係機関及び住民等への情報伝達

【山梨県】



※) 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先機関 で示す。

※出典：山梨県地域防災計画（火山編）

図 3-9 神奈川県、山梨県、静岡県における噴火警報等の伝達体制（2/3）

2. 避難行動要支援者等への避難支援

2-3 火山災害時の避難行動要支援者等の避難について

溶岩流等の噴火現象（降灰を除く）からの避難では、各現象の到達前に影響範囲から立ち退く必要があるが、入院患者等の移動は大きな負担となる場合もあり、医療関係者の慎重な判断を要する。

表 2-8 及び表 2-9 に定める避難行動要支援者の避難開始基準は、在宅の避難行動要支援者の例を示したものであり、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

また、避難行動要支援者等の円滑な避難のため、市町村は、第3次避難対象エリアから内側に位置する活動火山特別措置法施行令第1条第2項第2号から第5号及び第7号のうち入院（入所）施設を有する施設について、避難促進施設への指定を検討する。

なお、前述以外の医療機関・社会福祉施設を避難促進施設に指定することを妨げない。

3. 学校・児童関連施設の避難対策について

3. 学校・児童関連施設の避難対策について

(1) 基本的な考え方

本計画においては、幼稚園、保育所、小学校及び中学校等の施設（以下「学校・児童関連施設」という。）について、基本的な避難対策を次のとおりとする。

まず、市町村は第4次避難対象エリアから内側に位置する学校・児童関連施設のうち、活動火山対策特別措置法施行令第1条第2項第1号及び第6号の施設について、市町村は避難促進施設への指定を検討する。

なお、第5次及び第6次避難対象エリア内の学校・児童関連施設を避難促進施設に指定することを妨げるものではない。

また、避難確保計画の策定にあたっては、避難確保計画作成の手引き等を参考とする。

学校・児童関連施設における基本的な避難の流れは以下のとおり。

- ・第1次から第6次避難対象エリア内の全ての学校・児童関連施設において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。
- ・休校後は、各施設の立地条件に応じて、保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法を検討する。
- ・引き渡し後は、各学校・児童関連施設において情報収集及び今後の対応について確認を行う。

ただし、第5次及び第6次避難対象エリア内の学校・児童関連施設にあつては、避難所の指定状況、ハザードマップにおける溶岩流到達の可能性の有無、降灰の影響等を加味して施設管理者が、その対応を判断することを妨げない。

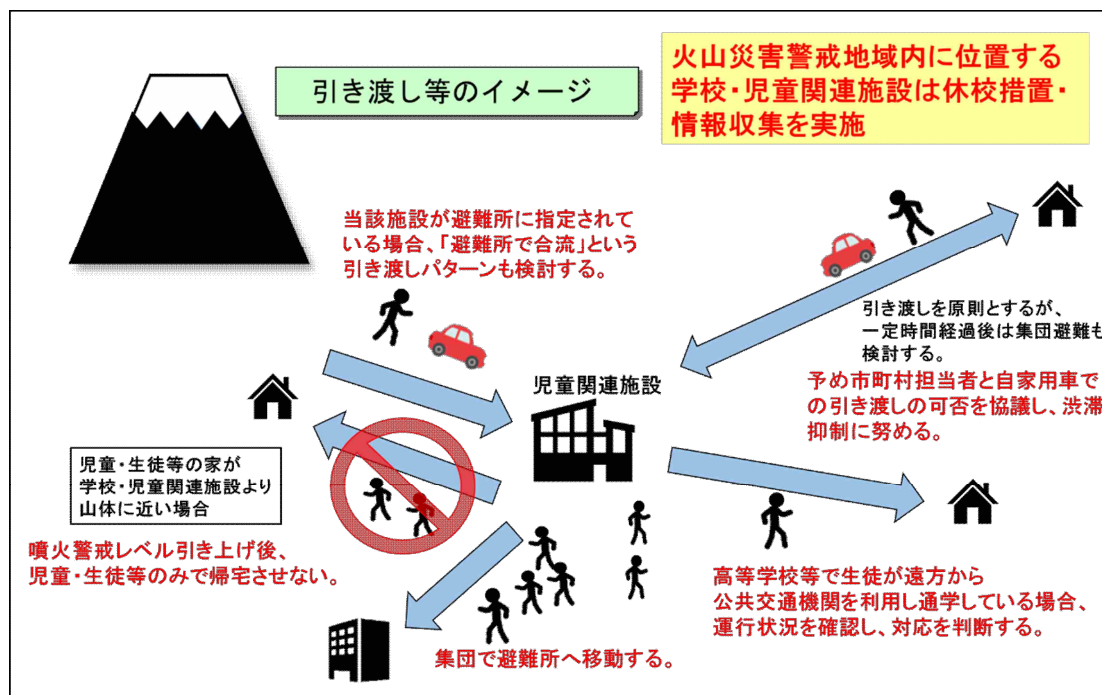


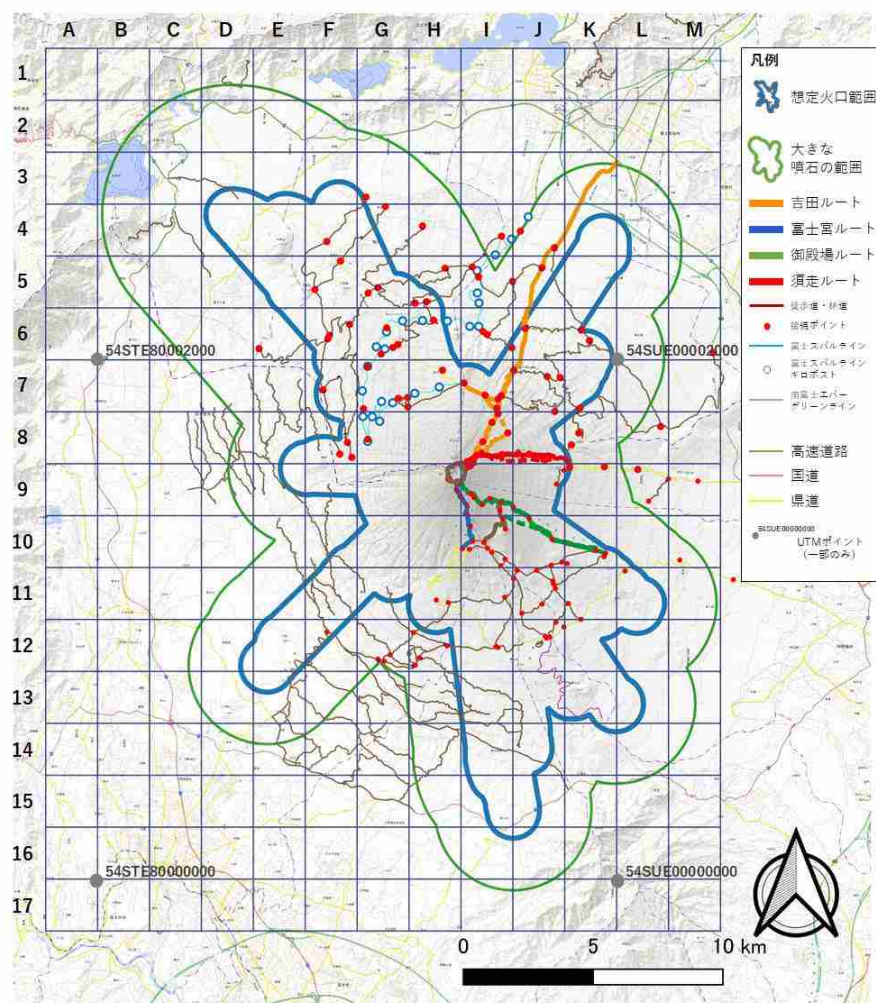
図 3-17 引き渡し等のイメージ

(3) 観光客・登山者の避難路

協議会では、観光客・登山者の避難を円滑に実施するため、吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる徒歩道、林道等を避難路として示す（図 3-20）。

なお、平時の登山等においても、登山者からの現在位置の通報や関係機関の防災対策検討に資するよう、口頭でも位置を正確に共有できるようマップを2kmメッシュで区切った（「(例) H-6 付近に火口が形成された」等）。

また、今後、関係自治体等において作成する登山者への配布用地図、案内図については本地図を基本とする。



※UTM グリッドを基準とし、54STE80002000、54SUE00002000、54STE80000000、54SUE00000000 はそれぞれ A6 と B7、K6 と L7、A16 と B17、K16 と L17 の交点とする。

出典：国土地理院タイル

図 3-20 富士山噴火時避難ルートマップ

改訂履歴

平成 26 年 2 月	第 1 編及び第 2 編策定
平成 27 年 3 月	第 3 編及び第 4 編策定、第 1 編 3. 追記
平成 28 年 3 月	気象庁が発表する情報の名称変更や追加等を修正（第 1、2、3 編）
平成 29 年 3 月	避難情報名称の変更や構成員追加等による修正（第 1、2、3 編）
平成 30 年 3 月	観光客・登山者の避難路としての富士山噴火時避難ルートマップの掲載 及び構成員追加等による修正（第 1、2、3 編）
平成 31 年 3 月	構成員名称変更による修正（第 1 編）
令和 5 年 3 月	全面改定
令和 6 年 4 月	構成員名称変更による修正（第 1 編）
令和 6 年 5 月	構成員名称変更による修正（第 1 編）
令和 7 年 3 月	観測体制の変更に伴う修正等（第 3 編）